

### **(観光産業の振興)**

**第15条** 知事は、観光産業の経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、前項の施策のほか、観光産業の振興を図るため、観光産業と多様な産業との有機的な連携を促進するとともに、新たな観光に関する事業の創出及び育成のための資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **【説明】**

観光産業は、第3条（基本理念）第3項「観光産業の振興と多様な産業との有機的連携」及び第7条（事業者の役割）でも示したように、農業、水産業、製造業などの多様な分野の事業活動からもたらされる様々な恩恵を受ける裾野の広い産業です。

こうした観光産業を振興させるために、観光関連事業者の経営基盤を強化することはもとより、関連する産業相互の連携補完関係の強化などを行うことによってそれぞれの産業における事業活動の活発化や、有機的連携に基づく新たな事業の創出、育成などに必要な施策を講じようとするものです。